令和８年度
空き家５（ファイブ）戦略事業利活用
モデル業務公募型プロポーザル

ＦＡＱ

令和８年１１月版

１．一般事項

１－①　プロポーザルの目的は何か？

観光振興や交流・定住人口の拡大のため、徳島県内の空き家及び空き建築物（以下「空き家等」という。）が資源として利活用されるよう、モデル的な空き家等の利活用を実施する民間事業者を選定し、空き家等の物件の選定方法、周辺地域に与える具体的な事業効果、改修方法、利活用における課題、施設運営方法の工夫等を分かりやすく取りまとめていただく業務となります。

また、プロポーザルで選定された空き家等を改修する場合に、空き家等の所有者又は管理者等を補助事業者として、「徳島県空き家５（ファイブ）戦略モデル事業補助金」により空き家等の改修補助を行うことを予定しています。

業務の成果品については、先導事例として発信・水平展開し、更なる空き家等の利活用が促進されるよう周知し活用することとしております。

１－②　どういった空き家等が対象となるのか？

対象となる空き家等は、徳島県内にあり、応募時に棟全体が使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない建築物です。

１－③　空き家５（ファイブ）戦略事業利活用モデル業務はどのようなものか？

業務仕様書に示す業務を実施することとしています。実施報告書の作成については、イラスト、改修前・後の写真や図面等を使用して分かりやすくまとめ、今後、空き家等の利活用を行う方の参考となるよう、具体的に作成してください。

１－④　労働者向けの住宅やオフィス兼用住宅の場合、キッチン、トイレ及びお風呂は必ず整備する必要があるか？

住宅に転換する場合、改修工事後において、キッチン、トイレ及びお風呂（又はシャワー室）が使用できる状況である必要があります。しかし、既存設備で改修不要な場合も想定されますので、改修工事を必ず実施する必要はありません。

２．申請要件

２－①　個人での申請は可能か？

個人での申請は可能です。しかし、本業務を的確に遂行するための人員が適切に配置される必要があることから、業務実施体制の適切性を確保するため、複数の個人や法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）による実施を想定しています。また、多様な意見を踏まえた企画提案書としていただくことを期待しています。

２－②　空き家等の所有要件について、所有権の移転登記が完了していないと申請できないのか？

空き家等の所有権については、要件としていません。しかし、「徳島県空き家５（ファイブ）戦略モデル事業補助金」を活用し、空き家等を改修する場合は、空き家等の所有者又は管理者等が申請者とすることを想定していますので、事前に所有者等との事前協議及び調整をお願いします。

２－③　建物全体を活用する必要があるのか？

建物の諸室全てを活用（改修）する必要はありませんが、業務の対象外とする部分がある場合については、その部分の用途を企画提案書内に明記してください。

２－④　空き家となっている住宅の離れも対象となるのか？

空き家となっている住宅の離れも対象となりますが、応募時に使用されておらず、かつ、今後も従来の用に供される見込みのない離れが対象となります。

２－⑤　耐震性のない空き家等も対象となるのか？

耐震性の有無について、要件としておりません。しかし、補助事業完了後 10 年以上使用していただくためには、耐震改修を行い、施設利用者の安全性を確保する事が望ましいと考えますので、市町村の補助等を活用し、実施していただくことを推奨しています。

２－⑥　県外事業者でも申請可能か？

県内事業者でなければ申請できない要件は設けていません。県内外の空き家等の利活用に精通したみなさまの多様な意見が反映された企画提案書をお待ちしています。

２－⑦　既に事業を実施している箇所を別の用途で改修する場合は申請可能か？

応募時に使用されておらず、かつ、今後も従来の用に供される見込みのない空き家等を対象としていますので、既に使用している建物は対象外です。

２－⑧　自治体（国、県、市町村）が所有している建築物は対象とできるか？

自治体所有の建築物は、本事業の対象としておりません。

２－⑨　令和７・８年度の採択案件と同一市町村で実施する場合は参加できないのか？

令和７・８年度の採択案件と同一市町村であっても、プロポーザルにはご参加いただけます。ただし、異なる市町村で実施する場合は加点評価となります。

３．申請方法

３－①　同じ申請者（コンソーシアム）が同じテーマに複数棟申請することは可能か？同様に、複数のテーマに申請することは可能か？

同じ申請者（コンソーシアム）が同じテーマに複数棟申請することは可能です。また、複数のテーマに申請することも可能です。しかし、同じテーマに複数棟申請してもその全てが採択されない場合があります。

なお、令和８年度の２回目の公募においては、以下の点が変更となっていますのでご留意ください。

・空き家等１棟につき１件の参加申込書及び審査書類を提出してください。
※例外として、複数棟で１つの用途を成す場合（例：宿泊施設において、宿泊棟とトイレ棟が分かれている場合）は、複数棟をまとめて１件分とすることが可能です。

・１件の参加申込書及び審査書類について、テーマは主たるテーマ１つに絞って提出してください。

３－②　参加申込書に記載する「チーム名称」とは何か？

チーム名称には、個別の企業を特定できる名称（〇〇株式会社等）は使用せず、「〇〇地域を活性化させ、関係人口増加を図る会」、「空き家を旅館に転換し、インバウンド対応を強化するチーム」など、空き家等の利活用に係る目標や理念などを含めた分かりやすい名称としてください。

文字数は 30 文字以内を目安としてください。

４．業務について

４－①　「業務に係る経費」とは何か？

業務仕様書「３業務の内容」に記載の業務を実施するために必要な経費及び「４成果品（１）」を作成するための費用です。

４－②　成果物の動画等は公開するのか？

県ホームページや各種 SNS 等において公開することを予定しています。

そのため、動画等に映り込む人物やその他著作物等については、申請者側にて適切なご対応をお願いします。業務仕様書「５制作物に関する権利の帰属」も併せてご確認ください。

５．その他

５－①　「徳島県空き家５（ファイブ）戦略モデル事業補助金」とは何か？

空き家５（ファイブ）戦略事業利活用モデル業務公募型プロポーザルにおいて、利活用対象となった空き家等を対象とし、改修工事に係る経費に対し補助することとしております。

補助率：補助対象経費の３分の２以内（上限５００万円／棟）

要綱は、本事業募集ページ内で公開しています。

５－②　他制度との併用は可能か？

補助対象経費が重複しない場合に限り、他制度との併用が可能です。

ただし、当該他制度において併用が認められているかどうかは、申請者側でご確認ください。

５－③　採択された場合に必要な手続きはあるか？

優秀提案者に選定された申請者においては、「業務に係る契約手続き」及び「改修工事費の補助金に係る交付申請手続き」を行っていただきます。手続きが完了してから本事業への着手が可能となりますので、スケジュール管理にご留意ください。

詳しい手続きは、優秀提案者選定後に個別にご説明いたします。

５－④　業務期間内に業務も工事も完了しないといけないのか？

本事業の業務期間内に業務及び改修工事を完了し、成果物等を提出する必要があります。ただし、やむを得ないと認められる場合には、次年度に繰越すことができる場合があります。時期によっては対応ができない可能性がありますので、必ずお早目にご相談ください。

また、工事内容の変更手続きも可能ですが、開業の中止などにより本事業の目的が達成できない場合は、業務料及び改修工事費補助金の支払いはできません。